

鈴鹿市上下水道局告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収、収納等に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年6月1日

鈴鹿市上下水道事業管理者 渥 美 良 雄

- 1 委託を受けた者（指定公金事務取扱者）  
名称 楽天ペイメント株式会社  
所在地 東京都港区港南二丁目16-5 NBF品川タワー
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る収入の種類  
水道及び下水道事業に係る料金
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和8年5月15日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務の委託をした日  
令和8年6月1日